

議会だより

一般・特別会計など
補正予算を可決

十二月定例会

昨年、暮もおしせまった十二月十九日、横芝町議会定例会が招集され、会期を三日間と決め、会議は十九・二十一日の両日にわたって開催されました。

この議会に提出された案件は、一般会計、特別会計の補正予算案、人事院勧告による給与改訂に基づく一般職の給与改訂案、これに伴う特別職議員の報酬の引上案など十四議案、それと昭和四十七年度の各会計決算の認定案五件などで、それぞれ慎重審議の結果各案件とも可決、承認されました。

なお、一般質問では、新東京国際空港建設に付随した町の産業開発、燃料危機から発した経済緊急状況下における町の対応策、海の子供の国開設に伴う地域住民の利益性、町税の収納状況、町の環境整備問題、総武本線電化に伴う町の発展策、米年度における学校給食費、有線使用料、し尿、ゴミ処理料金など公共料金の見直し、教育施設建設の進捗状況、町長が示した四十七年度施政方針における行政効果、予算執行上の事務処理状況等々、広範にわたって、くりひろげられました。

一般会計では
三千百万円を補正

歳入歳出ともに三千一四八万円千円が追加され、予算総額は七億九千九百九十二万二千円となりました。歳出の内容は、主に人事院勧告に伴う人件費の計上で、そのほか経常費、事業費などの不足分が計上されています。各款別の計上額は次のとおりです。

議会費	二〇二万六千円
総務費	一、八五五万円
民生費	七三一万七千円
衛生費	四四〇万円
農林水産費	五五三万九千円
土木費	△一、八四三万三千円
消防費	四二五万五千円
教育費	六九九万七千円
災害復旧費	八三万三千円
註・土木費の減額は町営住宅の建設を県営住宅に変更したもの	

昭和四十七年度
各会計決算承認さる

昭和四十七年度一般会計および特別会計の決算は、次のとおり認定されました。(詳細は前号を参照下さい)

一般会計

予算額 八九八、三六七、〇〇〇円
収入額 七八一、九一〇、一三三円
支出額 七四九、九九一、三五七円
差引残高 三一、九一八、七五五円

国保会計

予算額 一四八、一五八、〇〇〇円
収入額 一四一、九一五、四五四円
支出額 一三二、五三五、一九二円
差引残高 九、三八〇、二六二円

有線会計

予算額 一八、三二九、〇〇〇円
収入額 一八、八三八、二四六円
支出額 一七、七三九、四四六円
差引残高 一、〇九八、八〇〇円

老人ホーム会計

予算額 一九、九一五、〇〇〇円
収入額 二〇、八七四、六七五円
支出額 一九、七七〇、九九八円
差引残高 一、一〇三、六七七円

国民保養センター会計

予算額 七、七八一、〇〇〇円
収入額 八、六二三、〇五八円

固定資産評価審査委員に
実川一氏を再任

支出額 七、四五二、〇四三元
差引残高 一、一七一、〇一五円

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い議会の同意を求めた結果実川一氏(於幾六七八)が再任されました。なお、このほか次のような議案でした。

▽専決処分承認を求めることについて(一般会計の補正予算の追加を行ったもので、自動車事故損害賠償額を計上したもの)
▽専決処分の承認を求めることについて(横芝上町大島地先の県営住宅建設用地の埋立工事費の債務負担行為限度額一六〇〇万円を二三〇〇万円に改めるもの)

▽千葉県自治センターの設置に関する協議について(県内各市町村職員的能力開発、効率的活用、各種行政施策の調査研究を図り市町村行政の近代化に資するため、共同して自治センターを設けるための規約を定めるもの)

▽千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定協議について(略)

▽議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について(特別職報酬審議会の答申に基づき、議会議員の報酬を引上げるもの)

▽特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同じく町三役の給与を引上げるもの)

▽横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同じく教育長の給与を引上げるもの)

▽一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(人事院勧告に基づく給与改訂に準じて町一般職員の給与を引上げるもの)

▽職員の特殊勤務手当に関する条例制定について(職員の夜間勤務手当を引上げるもの)

▽町の区域内の大字及び字区域の変更について(松尾町本柏地域の圃場整備事業の実施に伴って本町と松尾町の区域を変更するもの)

陸・海・空
自衛官募集